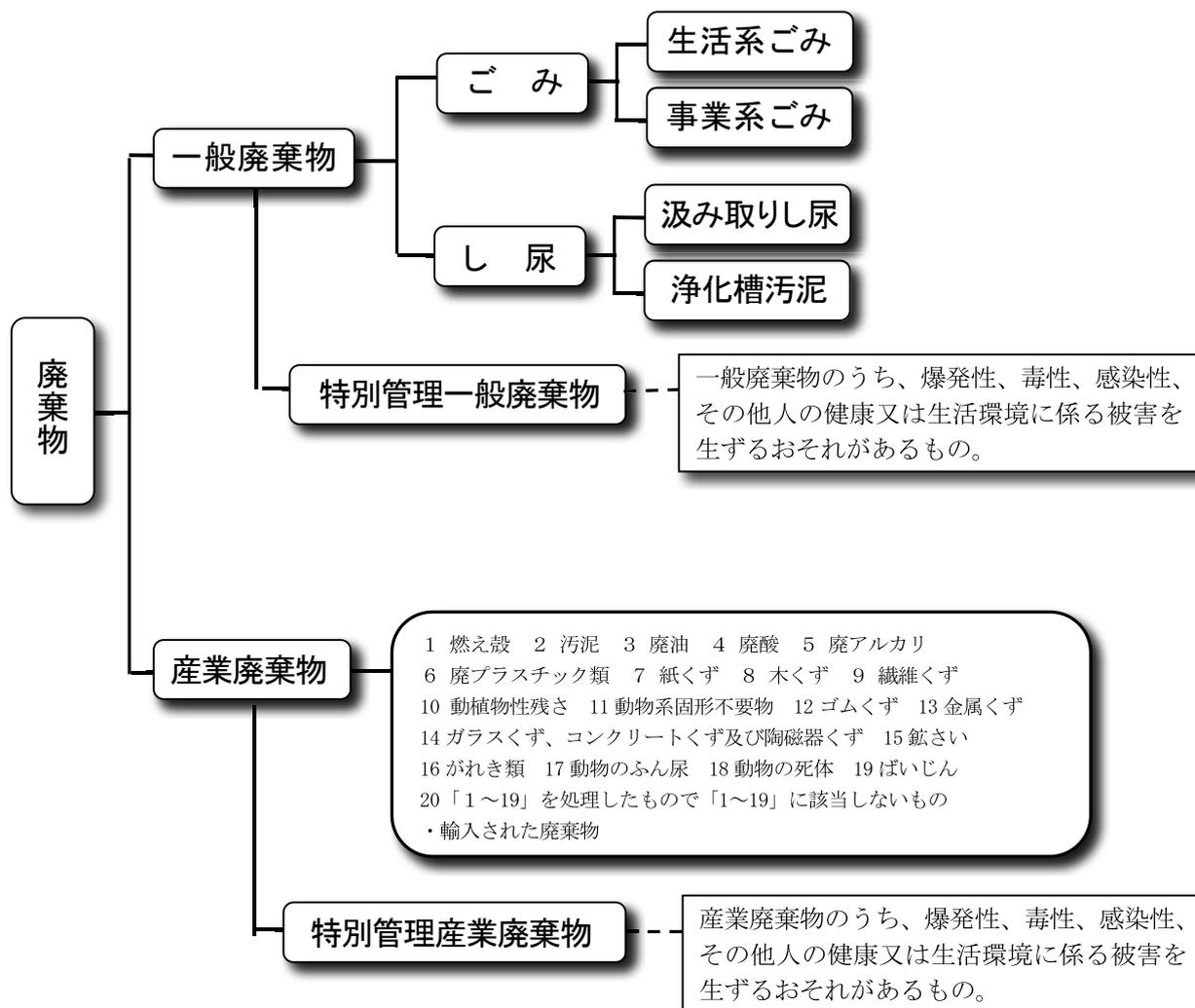


4. 資源循環型社会を築く

(1) 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



(2) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

	種類	適用	業種指定	
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ		
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等		
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等		
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類など、すべての酸性廃液		
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液		
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物		
	7 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有	
	8 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有	
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有	
	10 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有	
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有	
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ		
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等		
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏等		
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等		
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等		
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有	
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有	
	19 ば い じん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの		
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物		
特別管理産業廃棄物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類		
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸		
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ		
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等		
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	
	産業廃棄物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
	産業廃棄物	廃石綿等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
産業廃棄物	その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの		

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものです。（ただし、廃石綿等を除く。）

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(3) 生活系可燃ごみの有料化の状況 (26年度実績)

超過有料制	指定袋制		料金徴収・指定袋 共になし
	処理料金上乘せ	袋代のみ	
	有料化あり		有料化なし
野田市 君津市	千葉市 銚子市 館山市 木更津市 茂原市 東金市 旭市 勝浦市 八千代市 鴨川市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 柏市 習志野市 市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 酒々井町	流山市 我孫子市

(4) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (25・26年度)

ア 中間処理

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	
産業廃棄物	燃え殻	18,895	19,223	39,107	50,742	58,001	69,965
	汚泥	936,344	862,653	1,249,314	1,152,954	2,185,658	2,015,607
	うち建設汚泥	523,805	484,791	929,575	963,436	1,453,380	1,448,227
	廃油	82,174	84,137	58,825	59,721	140,999	143,858
	廃酸	6,661	8,395	13,732	21,010	20,393	29,405
	廃アルカリ	33,126	34,244	31,295	30,060	64,421	64,304
	廃プラスチック類	402,386	289,923	198,413	193,729	600,798	483,652
	紙くず	35,764	39,584	18,226	21,211	53,990	60,795
	木くず	452,333	411,917	217,651	194,966	669,984	606,883
	繊維くず	9,259	10,074	6,202	6,629	15,461	16,703
	動植物性残渣	35,501	37,381	55,007	58,593	90,508	95,974
	がれき類	3,281,494	3,302,032	1,146,824	1,562,770	4,428,317	4,864,802
	金属くず	83,190	58,801	50,337	34,730	133,527	93,531
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	253,418	245,607	222,607	245,257	476,025	490,864
	鋳さい	521,459	2,709	431,773	62,812	953,232	65,521
	ゴムくず	7,719	62	3,118	122	10,837	184
	ばいじん	60,801	60,228	117,956	100,709	178,757	160,937
	動物の死体	0	0	0	736	0	736
	動物系固形不要物	0	0	71	68	71	68
	動物のふん尿等	0	3,211	0	0	0	3,211
その他	0	0	0	0	0	0	
小計	6,220,524	5,470,181	3,860,457	3,796,819	10,080,981	9,267,000	
産業廃棄物 特別管理	廃油	10,743	14,527	12,820	15,247	23,562	29,774
	廃酸	54,290	47,623	22,708	21,043	76,998	68,666
	廃アルカリ	18,213	19,267	5,656	6,272	23,869	25,539
	感染性産業廃棄物	14,120	14,940	9,135	8,414	23,255	23,354
	特定有害廃棄物	4,128	16,072	14,738	15,699	18,866	31,771
	小計	101,495	112,429	65,057	66,675	166,552	179,104
合 計	6,322,019	5,582,610	3,925,514	3,863,494	10,247,532	9,446,104	
県内・県外の割合 (%)	61.7	59.1	38.3	40.9	100	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む、

イ 最終処分

(単位：t)

種類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計			
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度		
産業廃棄物	燃え殻	9,739	9,181	2,334	2,935	12,073	12,116	
	汚泥		53,791	31,570	25,013	19,467	78,804	51,037
		うち建設汚泥	0	0	0	0	0	0
	廃プラスチック類	51,602	45,966	26,512	48,378	78,114	94,344	
	紙くず	2,317	2,339	1,657	3,433	3,974	5,772	
	木くず	1,687	2,621	5,456	10,247	7,143	12,868	
	繊維くず	2,015	1,823	944	1,780	2,959	3,603	
	動植物性残渣	300	239	0	0	300	239	
	ゴムくず	82	53	37	47	119	100	
	金属くず	8,596	7,058	3,897	4,810	12,494	11,868	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	64,438	50,431	65,924	56,730	130,362	107,161	
	がれき類	90,252	75,580	67,163	51,396	157,415	126,976	
	鋳さい	258	335	99	0	358	335	
	ばいじん	15,515	8,780	506	487	16,021	9,267	
	その他	590	611	103	101	693	712	
小計	301,184	236,590	199,645	199,811	500,828	436,401		
特別管理産業廃棄物（廃石綿等）	1,929	25	3,549	0	5,479	25		
合計	303,113	236,614	203,194	199,811	506,307	436,425		
県内・県外の割合（%）	59.9	54.2	40.1	45.8	100	100		

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む、

(5) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況（28年3月末現在）

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	46	19	65
	汚泥の乾燥施設（機械乾燥）	8	5	13
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	1	1	2
	汚泥の焼却施設	7	26	33
	廃油の油水分離施設	3	15	18
	廃油の焼却施設	10	22	32
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4
	廃プラスチック類の破碎施設	0	80	80
	廃プラスチック類の焼却施設	5	24	29
	木くず又はがれき類の破碎施設	25	202	227
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	6	29	35
	合計		113	426
最終処分場	安定型	5	10	15
	管理型	5	8	13
	遮断型	1	0	1
	合計	11	18	29

(注) 1 千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。
 2 最終処分場は残余容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。
 3 施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数、



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙ハルブ配合率70%
再生紙を使用しています。